令和７年度豊見城市こども未来体験ワークショップ事業業務委託 仕様書

１　事業名称

令和７年度豊見城市こども未来体験ワークショップ事業

２　契約期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

３　目的

次世代を担うこども達が、国際的な視野を備えるグローバルに活躍する人財となるための土台づくりとして、こどもの可能性（「未来を生き抜く力」や「学びに向かう力」）を引き出すことを目的とした人財育成事業を実施する。なお、本事業は令和２年３月に内閣府より認定を受けた「豊見城市地域再生計画 豊見城市ワク・ドキこども未来プロジェクト」に基づくものである。

４　業務概要

（１）こども未来体験ワークショップ計画書の作成
（２）こども未来体験ワークショップの実施
（３）保護者アンケートの実施
（４）受講生所感表明の実施
（５）成果品（月報・業務報告）

５　業務内容

主な業務内容は次のとおりとし、企画提案にあたっては、効果的な内容となるように工夫すること。

（１）こども未来体験ワークショップ計画書の作成

次世代を担うこども達が、めまぐるしく変化する社会を生き抜く力を身に付けるため、こどもの可能性（「未来を生き抜く力」や「学びに向かう力」）を引き出すことを目的としたこども未来体験ワークショップ計画書（人財育成カリキュラム）を作成すること。

〇こども未来体験ワークショップの内容及びスケジュール、実施体制やその他必要な事項を記した人財育成計画書を作成し、豊見城市の承諾を得ること

（２）こども未来体験ワークショップの実施

こども未来体験ワークショップ計画書に基づき、受講生の募集・選定等を行い、体験ワークショップを実施する。

また、本事業は学校外で実施する社会教育であり、対象年齢が低いことから、保護者の同伴を必須とし、兄弟姉妹の参観を可能とすること。

※ 会場の一画にキッズスペースを準備すること

ア　対象者　　本市在住の３歳～小学校３年生とする

※ 企画提案により、対象年齢によるカリキュラム分けを可とする

イ　対象人数　１クラス（平日１クラス　１０名程度とする）

ウ　実施期間　提案において効果的なカリキュラムが実施できる期間とし、２時間完結×１２回程度を目安とする

エ　会場　　豊見城市内とし、発注者と協議のうえ決定すること

オ　日時　　こどもが参加しやすい日時（休日、放課後等）を考慮すること

※ 市施設利用が可能なのは、別添のとおり（相談可）

平日（主に火曜と水曜）15:30～17:30、または 16:30～18:30

役所１階交流スペースを想定

カ　その他　　受注者において必要な機材、備品、テキスト等の準備および環境の設定と設営を行う

※ 市広報紙及び HP で開催を広報する

※ 市オンラインフォームで参加者を募集する

（３）保護者アンケートの実施

保護者アンケートを実施し、その結果を用いて事業効果の分析をすること。

また、保護者アンケートの結果は、業務報告書の一部として報告すること。

（４）受講生所感表明の実施

体験ワークショップの最後に、受講生所感表明を実施し、その結果を用いて事業効果の分析をすること。

また、受講生所感表明の結果は、業務報告書の一部として報告すること。

（５）成果品（月報・業務報告書）

・月報は、翌月１５日までに、電子メール／ＰＤＦにより報告すること。

・業務報告書は、最終の体験ワークショップ後２週間以内に紙及びＰＤＦにより報告すること。

・成果物はひとまとめにして電子媒体で提出すること。

個人情報取扱特記仕様書

（特約及び法令等の遵守）

第１条　受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

２　受託者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年豊見城市条例第26号）、豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和５年豊見城市規則第２号）その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第３条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外使用・提供の禁止）

第４条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（データの返却）

第５条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務が完了した際に破棄し、又は発注者へ返却し、この契約終了後に保有してはならない。

（事務従事者への周知）

第６条　受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を徹底させるものとする。

（調査）

第７条　受託者は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、豊見城市の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第８条　受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに豊見城市に報告し、豊見城市の指示に従うものとする。